

京都市宝が池公園運動施設球技場における夜間照明設備整備業務委託 委託仕様書

本仕様書は、京都市（以下「甲」という。）が委託する業務の実施に必要な事項を定めるものである。

第1章 本業務に関する基本事項

1 施設の現状

(1) 夜間照明設備

北側（整備対象）：照明柱（鋼管製）12本

LED投光器（パナソニック株式会社製：NNY24620）24台

南側（整備対象外）：照明柱（鋼管製）4本

LED投光器（パナソニック株式会社製：NNY24620）16台

※LED投光器は全て遮光ルーバー付（パナソニック株式会社製：NNY28437）

(2) 施設詳細

別紙3「施設図面」を参照

2 業務内容

(1) 夜間照明設備の整備

整備内容については、原則、提案に基づくものとする。ただし、次に記載のとおりの要件を定めることとし、また、必要に応じて、甲との協議により内容を変更する可能性がある。

ア 整備対象は球技場北側夜間照明の投光器及び電源装置（投光器までの配線も含む）とし、照明柱及び架台は既存のものを再利用すること。

イ 電源装置は別置型とし、設置位置は既存の電源装置と同様の位置とすること。

ウ 当該地の立地特性を考慮し、敷地外へのグレアや漏れ光を抑制するための光害対策を検討すること。

(2) 産業廃棄物処分等業務

(1)で発生した産業廃棄物について、受託者（以下「乙」という。）の責任において適切に処理すること。また、その処理に当たり法令などの規制を受けるものについては、産業廃棄物管理票（マニフェスト）等を提出すること。

(3) 共通事項

ア 業務計画書の作成

業務方針、作業方法、作業工程等をまとめた業務計画書を作成し、あらかじめ甲の承諾を得ること。

イ 甲への報告及び説明

甲の求めに応じて、各業務の検討状況及び進捗状況を書面により説明し、及び報告すること。

また、各業務の意図及び内容については甲に総合的な説明を行い、必要な事項等については甲の方針をあらかじめ確認すること。

3 照明設備の仕様

- (1) 使用する照明器具は次の要件を満たすものとする。
 - ア 相関色温度 5, 000 K
 - イ 定格寿命 40, 000 時間以上
 - ウ 耐衝撃保護規格 IK05 と同等以上
 - エ -20°C~40°C の温度範囲において、問題なく動作すること。
 - オ IP65 以上の防水性能とすること。
 - カ 色彩 (マンセル値) については、原則として黒色又は濃灰色 (10YR3/0.5) とすること。
- (2) フィールド内の地表面における光環境は、次の要件を満たすこと。
 - ア 平均照度 100 Lx 以上
 - イ 照度均齊度 (最小照度/平均照度) 0.3 以上
- (3) 照明器具へ落下防止対策を施すこと。

第2章 業務の実施

1 業務の着手

乙は、契約締結後 14 日以内に業務に着手しなければならない。ここでいう「着手」とは、乙が業務の実施のために、甲との打合せを開始することをいう。

2 業務条件

乙は、次の事項を遵守すること。

- (1) 管理責任者として著しく不適当と甲がみなした場合は、乙は速やかに適正な措置を講じるものとする。
- (2) 業務を適正かつ円滑に実施するため、甲とは常に密接な連絡を取り、業務の方針、条件等の疑義を正すものとする。
- (3) 甲、関係機関等との協議に係る事項については協議録を作成し、速やかに甲に提出するものとする。
- (4) 業務の実施日時及び業務の遂行に当たっては、指定管理者と打合せのうえ、施設の供用に係る影響が最小限になるよう配慮すること。なお、整備に係る作業は平日のみ実施可能とし、土曜日・日曜日・祝日は作業しないこと。
- (5) 施設、園路等に破損や汚損などのないよう十分に留意しながら慎重に業務を遂行すること。損害を与えた場合は、甲に直ちに報告すること。
また、車両、重機等により路面に損傷を与える恐れのある箇所には鉄板等の耐久物を使用し、事故防止を図ること。
- (6) 甲、乙、指定管理者、施設利用者等の安全を確保するため、保安要員や交通誘導員を配置するなどの必要な措置を講じること。くわえて、通路、園路等に養生、資材等を放置するなどにより、施設利用者、指定管理者等の通行を妨げないこと。
- (7) 業務が完了した段階で養生、資材等を速やかに撤去し、及び回収を行うこと。ま

- た、履行場所を清掃し、残材を放置しないこと。
- (8) 服装の統一、名札や腕章の着用等により、作業員が本業務の従事者であることを認識できるようにすること。また、本業務に関係のない場所に立ち入らないこと。
- (9) 業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

3 適用範囲

本業務の遂行に当たっては、本仕様書によるほか、以下の主な法令、関係法令その他の関係図書（本市の指示した文書を含む。）に従うこととする。

- ・地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）
- ・建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）
- ・都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）
- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）
- ・JIS Z 9110:2010 照明基準総則
- ・JIS Z 9127:2020 スポーツ照明基準
- ・JIS C 0920:2003 (IEC60529:2001) 電気機械器具の外郭による保護等級（IP コード）
- ・IEC62262 耐衝撃保護規格
- ・その他関連する基準・指針等

4 事故防止と補償

業務を遂行するに当たっては、事故の防止に万全を期すること。万一、次に掲げる事故が生じた場合は、乙の責任において修繕し、弁償し、又は賠償すること（乙は、事故が生じた場合に備えて損害賠償に対応できる保険にあらかじめ加入しておくこと。）。

- (1) 甲、乙、指定管理者、施設利用者等の人身事故
- (2) 車両、重機等による全ての車両事故
- (3) 園路、植栽、建物及びそれらに付随する設備に対する事故
- (4) その他契約期間中の乙の管理責任に基づく事故

5 提出書類

乙は、業務の各段階において、次の書面を速やかに提出しなければならない。

- (1) 契約締結後
 - 契約後、速やかに1回目の照度測定を実施し、以下の書面を提出すること。
 - ア 業務計画書（業務方針、作業方法、作業工程等）
 - イ 採用する設備、器具、機能等の概要
 - ウ 協議録その他甲が指示するもの
- (2) 1回目の照度測定後
 - ア 照度分布図（既存南側照明のみの照度実測値及び北側照明整備後の想定照度）
 - イ 協議録その他甲が指示するもの

- (3) 業務完了時
- ア 完了通知書
 - イ 成果物納入届
 - ウ 請求書
 - エ 照度分布図（整備後の照度測定による実測値）
 - オ 保守・メンテナンス作業に関するマニュアル（内容、方法、頻度等）
 - カ 産業廃棄物管理票（マニフェスト）等
 - キ 協議録その他甲が指示するもの

6 貸与品

- (1) 本業務の遂行に当たり必要な資料がある場合は、契約締結後に貸与する。
- (2) 乙は、本業務が完了した後又は契約が解除された後、速やかに貸与された資料を甲に返還しなければならない。
なお、甲から貸与された資料を複写した場合においても、同様とする。
- (3) 乙は、貸与品を善良な管理者の注意をもって取り扱わなければならない。損傷した場合は、乙の責任と費用負担において修復するものとする。
- (4) データの漏えい、滅失、事故等の予防に十分留意し、信頼性及び安全性を確保すること。

7 成果物

- (1) 業務報告書（「5 提出書類」に加え、整備前・中・後における写真を添付するなど、分かりやすく取りまとめること。）
- (2) 必要部数
 - (1)について、製本2部及び電子媒体（CD-R等）1部を提出すること。
- (3) 成果物の著作権は、甲に無償で譲渡する。
- (4) 業務完了後15年間は乙において成果物の写しを保存する。ただし、甲が保存の必要がないとして指示した場合は、この限りでない。
- (5) 乙は、甲が指示した場合は、履行期間中においても成果物の部分引渡しを行わなければならない。ただし、事業の進捗状況等により部分引渡しが著しく困難と認められる場合は、この限りでない。

8 完了検査

- (1) 検査日時及び検査場所は、乙から完了通知書が提出された後に調整する。
- (2) 乙は成果物その他検査に必要な資料を準備し、検査日時までに甲に提出しておかなければならない。
- (3) 甲は、乙立会いのうえ、次に掲げる検査を行う。
 - ア 成果物の検査
 - イ 業務履行状況の検査（業務の状況について、協議録等により検査を行う。）
- (4) 検査に合格しなかった場合は、乙は直ちに修補しなければならない。修補の期限

及び修補完了の検査については、甲の指示に従うこと。

9 費用負担及び委託料の支払い

(1) 費用負担

乙は、本業務を履行するに当たって必要となる備品、消耗品等の費用を負担すること。本業務に係る一切の費用については、本業務の委託料に含む。

(2) 委託料の支払い

甲において成果物の検収が完了した後、乙からの請求により支払う。

10 その他

本仕様書に定めのない事項又は本仕様書に定める事項に疑義が生じた場合は、甲乙両者協議のうえ、定めることとする。ただし、協議が整わない場合においては、甲が定めるものとする。